平成２８年（フ）第１８０１号
札幌市東区北33条東９丁目３番16―201号
債務者　佐藤　りか
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９２６号
北海道恵庭市有明町４丁目１番14号
債務者　土谷健太郎
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１９７７号
北海道千歳市平和無番地　平和宿舎７号棟406号
債務者　川井　　愛
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第２０１９号
札幌市清田区清田２条２丁目１番23号　エスコート愛香101号
債務者　松木平雅弘
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１５８号
北海道帯広市西５条南19丁目５番地２　ロングバケーション302号室
債務者　小**柳**　千波
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２８年（フ）第１６２２号
名古屋市中川区前田西町３丁目1401番地　県営西前田第二住宅４棟302号、従前の住所愛知県大府市吉川町５丁目28番地
債務者　片野　一**德**
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第３４号
京都府舞鶴市字安岡568番地27、前住所京都府舞鶴市字森250番地－８号棟301号
債務者　笹木　　曜
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２８年（フ）第４３号
京都府福知山市和久市町135番地　コーポメロディ３号
債務者　田中　吉信
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
京都地方裁判所福知山支部破産係

平成２８年（フ）第９２４号
堺市北区新金岡町５丁６番210号
債務者　加田　末忠
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第９２９号
堺市南区桃山台１丁３番９－206号
債務者　藥師寺　梢
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第１５８５号
福岡県糟屋郡新宮町上府北１丁目２番12―504号
債務者　源川　裕子（旧姓宇野）
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１６６６号
福岡県古賀市天神６丁目７番23―113号
債務者　柴崎　　愛
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第１７３２号
福岡市城南区神松寺３丁目22番19―205号
債務者　熊本　明美（旧姓森）
1　決定年月日時　平成28年11月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第４８１４号
大阪府吹田市南高浜町４番12号
債務者　南澤　光一
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９２８号
大阪府東大阪市新庄２丁目18番26号
債務者　松浦　　明
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９２９号
大阪府東大阪市新庄２丁目18番26号
債務者　松浦ヱミ子
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年２月10日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４９４８号
大阪市淀川区田川１丁目４番９号サンハイム北野202号
債務者　神本　晃介
1　決定年月日時　平成28年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年１月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年１月27日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部